

# 2016春季生活闘争方針

## 「底上げ・底支え」「格差是正」をキーワードにし、働くすべての者の隅々まで賃上げ勝ち取ろう！

2016年2月29日(月)雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠であるとし、交通局に働く職員が安心して業務に専念できるよう「2016春闘要求書」を提出した。

- 1. 2016春季生活闘争を取り巻く情勢
- 2. 最高の公共交通をめざして
- 3. 京都市交通局を取り巻く状況
- 4. 京交2016春闘要求書
- 5. むすび



京都交通労働組合

電話(075)841-0948

発行者 瀬戸高志

編集者 梅田涼

- ・一面・
- ・2016春季生活闘争方針
- ・二面・
- ・2016春季生活闘争方針
- ・教宣部員のつばやき
- ・クロスワード解答
- ・ナンプレ解答

一、二〇一六春季生活闘争を取り巻く情勢

安倍首相は二〇一五年十月、第三次改造内閣の発足にあわせ、「一億総活躍社会」をめざすとして、現実性の乏しいアベノミクス第二ステージを宣言し、「強い経済」(GDP六〇兆円)、「子育て支援(希望出生率一・八)」、「社会保障改革(介護離職ゼロ)」の三本の矢を打ち出しました。第一ステージの三本の矢(金融緩和・財政政策・成長戦略)では、円安・株高は進行しましたが、輸入物価の上昇によりむしろ家計は圧迫され、国民生活の向上には繋がっていません。こうした状況下で、膨大な債務と超少子高齢化という日本が抱える長期的な課題への対応を忘却させるかのような「一億総活躍社会」の夢物語は、社会・経済・財政に對し、計り知れないリスクを及ぼすことを認識しておかなければなりません。労働組合の存在意義を改めて問う花形とも言える「春闘」が実施されて六〇年が経過しましたが、この二年は政治主導の様相を呈しており、本年も「官製春闘」の感が拭えません。しかし、国民生活の維持・向上を図るためにも、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決を果たす「牽引役」とならなければ、「デフレ」からの脱却はもとより、「経済の好循環の実現」に繋がらないと言えます。一部大手企業では固定費の増大に繋がる「ベースアップ」に対し抵抗感があるものの、内部留保額が莫大に膨らむ中で、数パーセントを取り崩すだけで大幅な賃上げが実現することから、労働に對する対価である

賃金が適正に配分されるよう強く求めたいかなければなりません。二〇一六春季生活闘争の最大の責務は、将来に希望が持てる社会を切り開くため、大手に限らず中小・零細・非正規、パートといった働くすべての者の隅々まで、賃上げを確実に勝ち取ることであります。

連合は、二〇一六春季生活闘争に臨む基本的な考え方において、①二〇一五年近く続いたデフレからの脱却は、時間を要することを認識する必要がある。②単純な「実質賃金の維持」「生活向上分の獲得」といった視点を越えて、日本経済の好循環の実現に向けた視点に立った取り組みが不可欠である。③中小企業労働者や非正規労働者の月例賃金・時給の「底上げ・底支え」と「格差是正」を図ることに重点を置いた取り組みを進める。④サブプライムローン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現、すなわち公正取引の実現を図ることが必要である。⑤労働力人口が減少していく中で、国民生活の維持・向上を図るためには、生産性の向上を図ることが必要である。⑥すべての働く者が人間らしい働きがいのある仕事(ティールセントワーク)に就くことと、仕事に応じた適正な処遇を確保する。⑦産業・企業の本質水準等の労働条件の可視化を図る。⑧企業横断的な賃金相場を形成する必要があり、これを提起していきま

また、自治労は、二〇一六年一月二十八日・二十九日、第一五〇回中央委員会を開催し、二〇一六春闘方針を決定しました。特に、「公務員賃金の改善と改正地方公務員法に對する取組」・「地方財政の確立と公契約条例制定に向けた取組」・「格差是正と公正なワークルールを確立する取組」の三点を重点課題として位置づけ、具体的な取組課題として、①公務員賃金の改善と改正地方公務員法に對する取組、②地方財政の確立、③公契約条例の取組、④格差是正と公正なワークルールを確立する取組、⑤人員確保と男女平等の推進、⑥公共交通の実現と男女平等の推進、⑦公共交通労働者の労働条件の確立、⑧公営競技労働者の労働条件の確立、⑨公営競技労働者への労働条件の確立、⑩地域政策実現に向けた観点から、学習会、決起集

二、最高の公共交通でもてなし

私たちは、公共交通の交通局であれ、私鉄、有軌電車、バス、タクシー、自転車、歩行者など多様な交通手段を有し、年間五五〇万人(平成二十六年実績)もの観光客の方が入浴されています。同時に、一四七万人の市民の皆様が日々の生活や経済活動を営む、現代を支える大都市であり、また、和の文化を支える伝統産業から世界水準の先端産業に至るまで多彩な技が織り成す「ものづくり都市」であります。この京都のまちにおいて、市域を東西南北に貫く大動脈である地下鉄と、きめ細やかに張り巡らせた市バス路線のネットワークは、日常生活に欠くことのできない生活交通として、また、観光の便利でお手ごろな公共交通機関として、一日約七〇万人のお客様にご利用いただいています。このように、京都市内交通の中で大きな役割を担う市バスと地下鉄ですが、一方で、その経営状況は依然として厳しく、特に地下鉄事業は、予断の許されない極めて厳しい状況にあると言えます。

三、京都市交通局を取り巻く状況

観光人気都市二年連続で世界一の京都には、世界の人々を魅了する美しい町並み景観と数多くの文化遺産を有し、年間五五〇万人(平成二十六年実績)もの観光客の方が入浴されています。同時に、一四七万人の市民の皆様が日々の生活や経済活動を営む、現代を支える大都市であり、また、和の文化を支える伝統産業から世界水準の先端産業に至るまで多彩な技が織り成す「ものづくり都市」であります。この京都のまちにおいて、市域を東西南北に貫く大動脈である地下鉄と、きめ細やかに張り巡らせた市バス路線のネットワークは、日常生活に欠くことのできない生活交通として、また、観光の便利でお手ごろな公共交通機関として、一日約七〇万人のお客様にご利用いただいています。このように、京都市内交通の中で大きな役割を担う市バスと地下鉄ですが、一方で、その経営状況は依然として厳しく、特に地下鉄事業は、予断の許されない極めて厳しい状況にあると言えます。

基本的な立場を設定しました。特に、「格差是正」の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に向け、民間構成組織の取組みへの連帯と支援に全力をあげる。②連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労働全体として重点化した取組みを構築する。③非正規公務員に對する勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。④引き続き、東日本大震災の復興・復興に向けて、公務員に對する労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化する。⑤「公共サービス産業化」等の新自由主義的な財政健全化に抗し、国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けて、「二〇一六年度良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。⑥「二〇一六年度良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。⑦「二〇一六年度良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。⑧「二〇一六年度良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。⑨「二〇一六年度良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。⑩「二〇一六年度良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。



(運賃収入で運営費と建設費返済金の赤字分を賄うことができない状況)の継続など、大幅に経営基盤の改善が図られています。二〇一六年度予算においては、安全対策、お客様サービス等の向上、増収増客の取り組みを確実に実行するとともに、一般会計からの必要な支援を確保し、経営健全化計画を着実に実行すること、経常損益が四億円の赤字(一日当たり一〇〇万円)まで縮小するとしています。依然として累積資金不足が三〇九億円強に上るものの、地下鉄は大量輸送機関であるとともに、都市機能を維持・向上させるための重要なインフラストラクチャーであり、市民の大切な財産です。財政状況が劇的に改善することは見込めないものの、この間の実績を糧に、地下鉄を有効に活用した「まちづくり」などの政策を追求していくことが重要であると考えています。

#### 四、京交二〇一六春闘要求事項

- ① 賃金改善について  
交通局に働く職員の実質生活水準確保のため、賃金水準・体系を改善すること。
- ② 給与制度の総合的見直しにより、民間賃金との均衡を失うこと、速やかに給与水準の回復を図ること。
- ③ 昇任・昇格基準を改善すること。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。
- ④ 初任給決定基準を改善し、中途採用者等の前歴換算を同種一〇割、異種八割とすること。  
⑤ 病休者などの昇給抑制に対する復元措置の改善を図ること。  
⑥ 五十五歳以上の職員に対する昇給抑制をやめること。  
⑦ 勤務実績の給与等への反映については、市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提に実施すること。
- ⑧ 諸手当の改善について  
① 扶養手当については、支給額を引上げ、所得限度額、扶養認定等、支給基準の改善を図ること。  
② 地域手当については、本俸繰り入れを基準に改善を図ること。  
③ 住居手当については、国と異なる実態を踏まえ、制度改善を行うこと。  
④ 通勤手当については、通勤実態に見合った費用を実費全額支給とし、引き続き、交通用具利用者に対する手当を改善するとともに、合理的な通勤方法を認め、あわせて全額非課税とすること。  
⑤ 交替制・変則勤務者に対する手当を引き上げるとともに、時間外勤務手当を二〇〇分の一五〇〇、深夜及び休日等の場合は一〇〇分の二〇〇とすること。また、夜間勤務手当は、一〇〇分の五〇とすること。  
⑥ 退職手当制度の改善を行わないこと。  
⑦ 一時金への成績率導入や拡大を行わないこと。また、加算措置を改める等、その原資を全職員に公平に支給するとともに、勤続手当を廃止し、期末手当として年間五ヶ月以上を支給すること。  
⑧ 以上の改定・改善要求を二〇一六年四月一日から実施し、新賃金についての必要な財源を確保するとともに、清算は速やかに行うこと。あわせて、組合員にとって不利益になる遡及は行わないこと。

- ① 賃金改善について  
交通局に働く職員の実質生活水準確保のため、賃金水準・体系を改善すること。
- ② 給与制度の総合的見直しにより、民間賃金との均衡を失うこと、速やかに給与水準の回復を図ること。
- ③ 昇任・昇格基準を改善すること。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。
- ④ 初任給決定基準を改善し、中途採用者等の前歴換算を同種一〇割、異種八割とすること。  
⑤ 病休者などの昇給抑制に対する復元措置の改善を図ること。  
⑥ 五十五歳以上の職員に対する昇給抑制をやめること。  
⑦ 勤務実績の給与等への反映については、市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提に実施すること。
- ⑧ 諸手当の改善について  
① 扶養手当については、支給額を引上げ、所得限度額、扶養認定等、支給基準の改善を図ること。  
② 地域手当については、本俸繰り

- ① 賃金改善について  
交通局に働く職員の実質生活水準確保のため、賃金水準・体系を改善すること。
- ② 給与制度の総合的見直しにより、民間賃金との均衡を失うこと、速やかに給与水準の回復を図ること。
- ③ 昇任・昇格基準を改善すること。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。
- ④ 初任給決定基準を改善し、中途採用者等の前歴換算を同種一〇割、異種八割とすること。  
⑤ 病休者などの昇給抑制に対する復元措置の改善を図ること。  
⑥ 五十五歳以上の職員に対する昇給抑制をやめること。  
⑦ 勤務実績の給与等への反映については、市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提に実施すること。
- ⑧ 諸手当の改善について  
① 扶養手当については、支給額を引上げ、所得限度額、扶養認定等、支給基準の改善を図ること。  
② 地域手当については、本俸繰り

- ① 賃金改善について  
交通局に働く職員の実質生活水準確保のため、賃金水準・体系を改善すること。
- ② 給与制度の総合的見直しにより、民間賃金との均衡を失うこと、速やかに給与水準の回復を図ること。
- ③ 昇任・昇格基準を改善すること。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。
- ④ 初任給決定基準を改善し、中途採用者等の前歴換算を同種一〇割、異種八割とすること。  
⑤ 病休者などの昇給抑制に対する復元措置の改善を図ること。  
⑥ 五十五歳以上の職員に対する昇給抑制をやめること。  
⑦ 勤務実績の給与等への反映については、市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提に実施すること。
- ⑧ 諸手当の改善について  
① 扶養手当については、支給額を引上げ、所得限度額、扶養認定等、支給基準の改善を図ること。  
② 地域手当については、本俸繰り

- ① 賃金改善について  
交通局に働く職員の実質生活水準確保のため、賃金水準・体系を改善すること。
- ② 給与制度の総合的見直しにより、民間賃金との均衡を失うこと、速やかに給与水準の回復を図ること。
- ③ 昇任・昇格基準を改善すること。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。  
公営企業職員・技能労働職員の賃金水準・賃金制度の改善を行わないこと。
- ④ 初任給決定基準を改善し、中途採用者等の前歴換算を同種一〇割、異種八割とすること。  
⑤ 病休者などの昇給抑制に対する復元措置の改善を図ること。  
⑥ 五十五歳以上の職員に対する昇給抑制をやめること。  
⑦ 勤務実績の給与等への反映については、市労連との合意内容を尊重し、労使合意を前提に実施すること。
- ⑧ 諸手当の改善について  
① 扶養手当については、支給額を引上げ、所得限度額、扶養認定等、支給基準の改善を図ること。  
② 地域手当については、本俸繰り

### 教宣部員のつづき

頭痛にご用心!  
今回は、頭痛についてつづきやきます。頭痛、起こるとつらいですよね。私も頻りに頭痛を起します。ひどい時には食事もとれず、眠れないくらい痛みに苛まれます。さて、ひとえに頭痛といっても、大きく三種類あります。一つ目は、風邪や二日酔いのほか、冷たいものを食べたことが原因となるような日常的に起こる頭痛です。これは、痛みの原因が解消されれば自然に治癒するもので、特に心配する必要はありません。二つ目は、くも膜下出血や脳出血などの病気が原因で起こる頭痛です。急激に激しい痛みがあらわれ、三つ目は、慢性頭痛です。これは、脳自体には異常が全くなく、原因がはっきりしないまま繰り返して起こるタイプで、いわゆる「頭痛持ち」といわれるものです。頭痛の症状全体の約八〇％は、慢性頭痛だといわれています。慢性頭痛には、緊張型頭痛、群発性頭痛、三つ目が飛び出す頭痛、それ以外の頭痛があります。

【一】緊張型頭痛は、一、二回、周期的にこめかみや眼を中心に起こる拍動性の強い頭痛が特徴です。一旦頭痛が始まると、光や音が煩わしく、頭を動かさずに寝たいという状態になり、静かなところでじっと寝ているしかない状態になることもあります。大体は一晩寝ると楽になりますが、中には二、三日具合の悪さが続く人もいます(私はこのタイプです)。【二】緊張型頭痛は、痛みの程度がそれほどひどくなく、何となく重苦しいという状態から、頭全体が締め付けられる、後頭部に「びりびり」と痛みが走る状態まで様々になるといわれています。多くは肩こりが原因で起こります。肩こりは筋肉の血の巡りが悪くなり、乳酸などの疲労物質がたまって痛みを引き起こすので、温めて動かすのが治療の基本となります。【三】群発性頭痛は、慢性頭痛の一種で頻度は高くありません。季節の変わり目に年一、二回、一、二ヶ月の間、毎日きまって片方の眼の奥がえぐられるような激痛が数時間起こるのが特徴です。大体は寝入って二、三時間してひどい痛みで目がさめるという状態です。痛くは、鼻が詰まったり、鼻水がでたりという随伴症状も起こります。上、頭痛の種類とその症状についてみてきましたが、突然見舞われる強い頭痛は、もちろんのこと、安静にしていても治まらない、あるいは頭痛が繰り返す、頭痛が徐々にひどくなるような場合など、「いつもの頭痛と違うな」と思ったならば、必ず医師の診察を受けましょう。また、市販の鎮痛薬を服用しても一向に改善しない、あるいは鎮痛薬を飲む回数や量がが増えてきた場合には、薬剤の使用過多による頭痛(薬物乱用頭痛)という頭痛の可能性もありますので、この場合もためらわず医師の診察を受けるようにしましょう。

石田 大士 教宣部員

### クロスワードパズル

京交703号解答

①	ジ	ユ	ウ	サ	ン	ツ	ギ
②	エ	ド	イ	キ	リ	ン	シ
③	ツ	ク	ウ	イ	ナ	リ	ズ
④	ウ	イ	ン	キ	ゴ	オ	カ
⑤	シ	チ	カ	キ	ゴ	オ	カ
⑥	ユ	ニ	コ	イ	ン	カ	ズ
⑦	ン	ク	ウ	イ	ナ	リ	ズ

当選者氏名(敬称略)  
谷口恵亮さん(東西線乗務支部)  
植田惇一さん(本局支部)  
濱口 忍さん(烏丸線乗務支部)

### ナンプレ

京交704号解答

8	6	5	9	3	2	7	4	1
2	9	7	4	1	5	6	3	8
3	1	4	6	7	8	2	5	9
9	5	2	3	8	4	1	6	7
6	4	3	7	2	1	9	8	5
7	8	1	5	9	6	3	2	4
1	2	6	8	4	9	5	7	3
4	3	9	2	5	7	8	1	6
5	7	8	1	6	3	4	9	2

当選者氏名(敬称略)  
出戸明光さん(烏丸線乗務支部)  
樋口誠志さん(烏丸線乗務支部)  
大森真也さん(駅務支部)